

熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金融通措置要項

第1 趣旨

この要項は、阿蘇及びその他の火山活動（以下「阿蘇火山活動等」という。）に伴う降灰の影響を受け、農業収入の減少及び費用の増加により農業所得が減少する、あるいは、降灰対策のための施設等の整備を行わざるを得ない農業者に対し、経営の維持・継続に必要な資金を融通する熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金（以下「降灰対策資金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要項において、降灰対策資金とは、降灰の影響を受けたことで不足する運転資金及び降灰対策のため行う施設等整備資金を第3に掲げる者が借り入れる場合、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給又は利子助成を行い、県がその経費の一部を助成する次の3資金をいう。

- (1) 阿蘇火山活動等降灰対策緊急支援資金（以下「降灰対策緊急支援資金」という。）
第3に掲げる者に第4の1に掲げる融資機関が融通する資金
- (2) 阿蘇火山活動等降灰対策セーフティネット資金（以下「降灰対策セーフティネット資金」という。）
農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通知。以下「セーフティネット資金要綱」という。）に定める資金
- (3) 阿蘇火山活動等降灰対策農業近代化資金（以下「降灰対策近代化資金」という。）
農業近代化資金融通法（昭和36年11月10日法律第202号）第2条第3項に定める資金

第3 融資対象者

- 1 降灰対策緊急支援資金又は降灰対策セーフティネット資金
農業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めている、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1000万円以上）である農業者であって、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者とする。
 - (1) 降灰対策緊急支援資金の借入れを希望する者にあつては、降灰の影響により、最近の決算期における農業所得が前期より10%以上減少した、又は減少することが確実と見込まれること。
 - (2) 降灰対策セーフティネット資金の借入れを希望する者にあつては、降灰の影響により、最近の決算期における農業所得が前期より10%以上減少していること。
- 2 降灰対策近代化資金
熊本県農業近代化資金融通措置要項（以下「近代化資金要項」という。）第2の1に規定された貸付対象者のうち、(1)及び(4)のうちア、コに該当する者が行うものであって、降灰対策としての施設等の整備であると認められること。

第4 融資機関

- 1 降灰対策緊急支援資金の融資機関は、次のとおりとする。
 - ① 農業協同組合
 - ② 農業協同組合連合会
 - ③ 農林中央金庫
 - ④ 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合なお、融資機関の指定を受けようとする金融機関は、融資機関指定申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとし、適当と認められるときは、知事は当該金融機関へ融資機関指定通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 2 降灰対策セーフティネット資金の融資機関は、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び日本公庫の委託金融機関とする。
- 3 降灰対策近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。ただし、県と農業近代化資金に係る利子補給契約を締結した者に限る。
 - ① 農業協同組合
 - ② 農業協同組合連合会
 - ③ 農林中央金庫
 - ④ 銀行、信用金庫及び信用協同組合

第5 貸付けの条件

- 1 降灰対策緊急支援資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。
 - (1) 貸付対象経費
今後の農業経営の維持・継続を図るために必要な運転資金とする。
 - (2) 貸付限度額
600万円
ただし、経営の規模等から勘案し、特に必要な場合は、年間経費又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。
 - (3) 貸付利率等
別表に定めるとおりとする。
 - (4) 償還期限及び据置期間
償還期限10年（うち据置期間3年）以内とする。
 - (5) 償還方法
元金均等年賦償還とする。
- 2 降灰対策セーフティネット資金に係る貸付けの条件は、セーフティネット資金要綱の貸付条件の定めによるものとする。ただし、貸付対象経費及び貸付利率は次のとおりとする。
 - (1) 貸付対象経費
今後の農業経営の維持・継続を図るために必要な運転資金とする。
 - (2) 貸付利率等
別表に定めるとおりとする。
 - (3) 償還方法
元金均等年賦償還とする。
- 3 降灰対策近代化資金に係る貸付けの条件は、近代化資金要項の貸付条件の定めによるものとする。ただし、貸付対象経費及び貸付利率は次のとおりとする。
 - (1) 貸付対象経費

近代化資金要項第2の3に規定された資金使途のうち、(1)の
アからオの資金使途に限るものとする。

(2) 貸付利率等

別表に定めるとおりとする。

第6 利子補給等の期間

- 1 降灰対策緊急支援資金及び降灰対策セーフティネット資金
利子補給期間及び利子助成期間は、貸付実行日から3年以内とする。
- 2 降灰対策近代化資金
利子補給期間は、貸付実行日から5年以内とする。

第7 県の助成

- 1 県は、市町村が融資機関に対し、本資金に係る利子補給金又は利子助成金として、毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除した額）に、別表に定める利子補給等率を乗じて算出した額を交付したときは、同表に定める補助率で算出した利子補給等補助金を予算の範囲内で、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めるところにより、当該市町村に交付するものとする。
- 2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、第6に定める利子補給等の期間と同期間とする。

第8 借入手続等

- 1 降灰対策緊急支援資金
 - (1) 降灰対策緊急支援資金の借入れを希望する者（以下「緊急支援資金借入希望者」という。）は、融資機関所定の借入申込書に熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金事業計画承認申請書（別記第3号様式）及び収益の減少及び費用の増加の状況を記した農業経営状況調書（別記第4号様式）を添えて、融資機関の長に提出するものとする。
なお、熊本県農業信用基金協会の債務保証を希望する者は、当該協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。
 - (2) 融資機関の長は、前号の書類を受理した場合において、緊急支援資金借入希望者が第3の1に規定する貸付対象者の要件に適合することを確認し、適当と認めるときは、当該書類に熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金利子補給承認申請書（別記第7号様式）を添えて、市町村長に提出するものとする。
 - (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、当該書類の写しに熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金補助対象事業承認申請書（別記第9号様式）を添えて、管轄の広域本部長又は広域本部地域振興局長（以下「振興局長等」という。）に提出するものとする。
 - (4) 振興局長等は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金補助対象事業承認通知書（別記第10号様式）を市町村長に交付するとともに、その写しを団体支援課に提出するものとする。
 - (5) 市町村長は、前号に規定する通知を受けたときは、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金利子補給承認通知書（別記第11号様式）を融資機関の長に交付し、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金事業計画承認通知書（別記第13号様式）を融資機関の長を經由して緊急支援資金借入希望者に交付するものとする。

- (6) 融資機関の長は、本資金の貸付けを行ったときは、速やかに熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金貸付実行報告書（別記第14号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。
- (7) 融資機関の長は、利子補給期間内に降灰対策緊急支援資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金特例償還等報告書（別記第16号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

2 降灰対策セーフティネット資金

- (1) 降灰対策セーフティネット資金の借入れを希望する者（以下「降灰SN資金借入希望者」という。）は、日本公庫が定める借入申込書及び経営安定計画を融資機関に提出するものとする。
- (2) 降灰SN資金借入希望者は、融資機関から融資決定を受けた後、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金利子助成承認申請書（別記第8号様式）に収益の減少及び費用の増加の状況を記した農業経営状況調書（別記第4号様式）及び融資決定通知書の写しを添えて市町村長に提出するものとする。
- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、農業経営状況調書（別記第4号様式）及び融資決定通知書の写しに熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金補助対象事業承認申請書（別記第9号様式）を添えて、振興局長等に提出するものとする。
- (4) 振興局長等は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金補助対象事業承認通知書（別記第10号様式）を市町村長に交付するとともに、その写しを団体支援課に提出するものとする。
- (5) 市町村長は、前号の通知を受けた場合は、速やかに降灰SN資金借入希望者に熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金利子助成承認通知書（別記第12号様式）を交付するものとする。
- (6) 利子助成承認を受けた者は、助成対象資金の貸付けの実行を受けたときは、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金貸付実行報告書（別記第15号様式）を市町村長を経由して振興局長等に速やかに提出するものとする。
- (7) 利子助成承認を受けた者は、利子助成期間内に助成対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金特例償還等報告書（別記第17号様式）を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

3 降灰対策近代化資金

降灰対策近代化資金の借入れを希望する者（以下「降灰対策近代化資金借入希望者」という。）の借入手続き等は、熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領（以下「基本運営要領」という。）、近代化資金要項及び熊本県農業近代化資金事務取扱要領（以下「近代化資金要領」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 降灰対策近代化資金借入希望者は、基本運営要領に定める借入申込希望書及び経営改善資金計画書（以下「経営改善資金計画書等」という。）に熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金（阿蘇火山活動等降灰対策農業近代化資金）事業認定申請書（別記第5号様式）を添えて、基本運営要領第5条に定める窓口機関の長に提出するものとする。
- (2) 窓口機関の長は、経営改善資金計画書等の写し及び熊本県阿蘇火

山活動等降灰対策資金（阿蘇火山活動等降灰対策農業近代化資金）事業認定申請書（別記第5号様式）を市町村長及び振興局長等に送付するものとする。

- (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合、その設置する特別融資制度推進会議において、経営改善資金計画と合わせて降灰対策事業の認定審査を行うものとする。
- (4) 市町村長（特別融資制度推進会議長）は、降灰対策事業の認定を行ったときは、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金（阿蘇火山活動等降灰対策農業近代化資金）事業認定通知書（別記第6号様式）を融資機関の長に送付するものとする。
- (5) 融資機関の長は、前号の通知書を受け取ったときは、近代化資金要領第2の1に規定する利子補給承認申請書類に熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金利子補給承認申請書（別記第7号様式）及び借入申込書を添えて、市町村長に提出するものとする。
- (6) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、当該書類に熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金補助対象事業承認申請書（別記第9号様式）を添えて、振興局長等に提出するものとする。
- (7) 振興局長等は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、近代化資金要領第2の2に規定する利子補給承認通知書に熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金補助対象事業承認通知書（別記第10号様式）を添えて市町村長に交付するとともに、その写しを団体支援課に提出するものとする。
- (8) 市町村長は、前号の通知を受けたときは、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金利子補給承認通知書（別記第11号様式）を融資機関の長に交付するものとする。
- (9) 融資機関の長は、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金（阿蘇火山活動等降灰対策農業近代化資金）事業認定通知書（別記第6号様式）を降灰対策近代化資金借入希望者に交付するものとする。

第9 その他

- 1 この要項に定めるもののほか、降灰対策資金の融通等に必要な事項は、セーフティネット資金要綱、日本公庫の貸付基準、基本運営要領、近代化資金要項及び近代化資金要領の定めによるものとする。
- 2 降灰対策緊急支援資金及び降灰対策セーフティネット資金は、併せて貸し付けることはできないものとする。

附 則

この要項は平成27年2月23日から施行し、平成27年2月9日から適用する。

附 則

この要項は平成27年5月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(別表)

熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金の貸付利率等

資金種類	区分	利子補給等前貸付利率(A)	利子補給等率(B)	市町村利子補給等率(C)		融資機関利子補給率	利子補給等後の貸付利率
					うち県補助率		
阿蘇火山活動等降灰対策緊急支援資金	農業所得が前期比10%以上減少した農業者	農業近代化資金(農業近代化資金融通法(昭和36年法律202号)第2条第3項に規定する農業近代化資金)の基準金利と同じ利率	(A)欄の利率から日本公庫が定める農林漁業セーフティネット資金の貸付利率の1/2の率を控除した率	(B)欄の率の10分の7に相当する率	(B)欄の率の2分の1以内	(B)欄の率の10分の3に相当する率	日本公庫が定める農林漁業セーフティネット資金の貸付利率の1/2の利率
	農業所得が前期比50%以上減少した農業者		(A)欄の利率と同じ率	(B)欄の率の10分の7に相当する率	(B)欄の率の2分の1以内	(B)欄の率の10分の3に相当する率	0.0%
阿蘇火山活動等降灰対策セーフティネット資金	農業所得が前期比10%以上減少した農業者	日本公庫が定める農林漁業セーフティネット資金の貸付利率	(A)欄の利率の1/2の率	(B)欄の率と同じ率	(C)欄の率の4分の3以内	—	日本公庫が定める農林漁業セーフティネット資金の貸付利率の1/2の利率
	農業所得が前期比50%以上減少した農業者		(A)欄の利率と同じ率	(B)欄の率と同じ率	(C)欄の率の4分の3以内	—	0.0%

阿蘇火山活動等降灰対策農業近代化資金	認定農業者	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第2の6の規定に基づき、国から認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率として示された利率	(A)欄の利率と同じ率	(B)欄の率の10分の7に相当する率	(B)欄の率の2分の1以内	(B)欄の率の10分の3に相当する率	0.0%
	認定農業者以外の農業者	農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第2の6の規定に基づき、国から貸付利率として示された利率	(A)欄の利率と同じ率	(B)欄の率の10分の7に相当する率	(B)欄の率の2分の1以内	(B)欄の率の10分の3に相当する率	0.0%